

【参考】活動指標(障害福祉サービス等・地域生活支援事業)にかかるサービス概要

(1)障害福祉サービス等

平成28年6月末現在

サービス名		サービス内容	受給者 員数(人)	市内事業所
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言を行う。	82	赤穂市社協 伯風会在宅
	重度訪問介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行う。	0	赤穂市社協 伯風会在宅
	同行援護	視覚障がいのある人につき、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読も含む)、移動の援護等の支援を行う。	28	赤穂市社協
	行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の支援を行う。	7	—
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスの提供を包括的に行う。	0	—
日中活動系	生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供、身体機能及び生活能力の向上のため必要な援助を行う。	139	精華園 はくほう わかば園
	自立訓練(機能訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、身体的リハビリ、生活に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	0	—
	自立訓練(生活訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、自立した日常生活に必要な訓練、生活等に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	1	—
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、職場実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練を行う。	8	精華園 さくら園 SORA
	就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労機会の提供とともに、一般就労に必要な知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	38	げんぼ フロンティア
	就労継続支援B型	一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	139	精華園授産寮 精華園有年 みのり大地 SORA わかば園 さくら園 ワーキング西播磨
	療養介護	医療機関等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行う。	7	—
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障がいのある人につき、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	98	精華園 ふくふくはーむ	
居住系	共同生活援助	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。	45	精華園 涼風荘
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人につき、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	70	精華園
相談支援	計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画の作成(サービス利用支援)及び支給決定後の見直し(継続サービス利用支援)を行う。	399	精華園 さんほみち
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	0	さんほみち
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。	0	—
障害児通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う	66	あしたほ園 ふうり
	放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う	55	精華園 てくてく はくほう
	保育所等訪問支援	保育所等において集団生活への適応のための専門的な支援を行う	8	—
	障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行う。	121	精華園

(2)地域生活支援事業

事業名	サービス内容
①理解促進研修・啓発事業	市が実施する地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
③相談支援事業	
・障害者相談支援	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な援助を行う
・基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行う。
・相談支援機能強化	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図る。
・住宅入居等支援	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより障がいのある人の権利擁護を図る。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人等を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障がいのある人の権利擁護を図る。
⑥意思疎通支援事業	
・手話通訳者設置	手話通訳者を設置する。
・手話通訳者・要約筆記者派遣	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の円滑化を図る。
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕委員を養成研修する。
⑧日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付する。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の支援を行うことにより社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
⑩地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化させる。
⑪日中一時支援事業	家族の就労支援及び家族の一時的な休息のための日中活動の場を確保する。
⑫点字・声の広報等発行	点訳音声訳その他分かりやすい方法により広報や事業の、生活情報の紹介を必要に応じて提供する。
⑬自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。